

泉南市人権行政推進プラン



2019（令和元）年8月
泉南市

目 次

第1章 推進プラン策定の背景	1
1. 推進プラン策定の背景	1
2. 推進プラン策定の趣旨	1
3. 推進プランの位置づけ	3
4. 推進プランの期間	4
第2章 基本理念	5
第3章 取り組むべき主要課題	6
1. 「個別課題」への取組	6
(1) 男女に関わる人権	6
(2) 子どもの人権	7
(3) 高齢者の人権	8
(4) 障害者の人権	9
(5) 部落問題	11
(6) 外国人の人権	12
(7) さまざまな人権問題	13
第4章 人権施策の推進—市行政の基盤としての人権施策	15
1. 人権意識の高揚を図るための施策	15
(1) 人権教育・啓発活動の推進	15
(2) 職員の人権研修の推進	15
(3) 人権教育・啓発活動に取り組む指導者の養成	16
(4) 市民の主体的な人権教育・啓発に関する促進	16
(5) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	17
2. 人権擁護に関する施策	17
(1) 市民の主体的な判断・自己実現の支援	17
(2) 人権に関わる総合的な相談窓口の整備と充実	17
(3) 人権救済・保護システムの充実	18
第5章 推進プランを進めるにあたって	19
1. 人権行政推進のための体制	19
2. 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携	19
3. 人権に関わる市民団体や企業、学校、NPO等との連携と協働	20

第1章 推進プラン策定の背景

1. 推進プラン策定の背景

泉南市では、憲法が定める基本的人権の精神に基づき、また、人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「泉南市総合計画」において、人権を市政の重要政策の一つとして位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。

1995（平成7）年に、あらゆる差別をなくす取組として、社会福祉の充実、職業の安定、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するため「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（現、泉南市人権尊重のまちづくり条例）」を制定しました。2011（平成23）年には、男女平等を基本とし、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて「泉南市男女平等参画推進条例」を制定し、翌年の2012（平成24）年に「男女平等参画都市」を宣言しました。同じく2012（平成24）年10月には、子どもにやさしいまちをめざすために、「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定し、さまざまな子ども施策の推進、また、更なる高齢化社会に備え、地域における支え合い活動を推進し、誰もが住み慣れた地域で社会から孤立することなく、安心して暮らすことのできるまちをめざすため、2015（平成27）年に「泉南市地域支え合い活動推進条例」を制定し、人権尊重のまちづくりに向けた取組を進めてきました。

しかし、2005（平成17）年、本市の「教育問題審議会」における「学校規模の適正化と施設整備」の審議に関わって、部落差別意識（忌避意識）に基づく反対意見が市民から発せられるという部落差別事象が連続的に生起しました。また、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））や子ども、高齢者、障害者への虐待に関する相談件数も年々増えています。在日韓国・朝鮮人に対する差別落書きや、情報化の進展に伴うインターネットを利用した差別事象も生起するなど、社会経済情勢の変化とともに、新たな人権問題も発生しています。

2. 推進プラン策定の趣旨

さまざまな人権問題を解決し、誰にとっても「しあわせなまちづくり」を実現していくためには、すべての部局の施策が人権行政の一端を担っているという共通認識のもと、取り組む姿勢と方向が必要です。しかし、これまで社会全体や行政内部において「人権」概念の認識があいまいであったため、共通理解が生まれず、人権部局等特定の部局の取組となってい

ました。そのため 2017（平成 29）年に、すべての行政分野において人権行政を推進していくための基本的な方向を示した「泉南市人権行政基本方針」を策定しました。その方針に基づき、具体的施策を示したものが「泉南市人権行政推進プラン」（以下、「推進プラン」とする。）であり、行政と市民がともに人権尊重のまちづくりを推進するための計画です。

【人権行政を進めていくための三つの視点】

（１）自治体行政＝人権行政

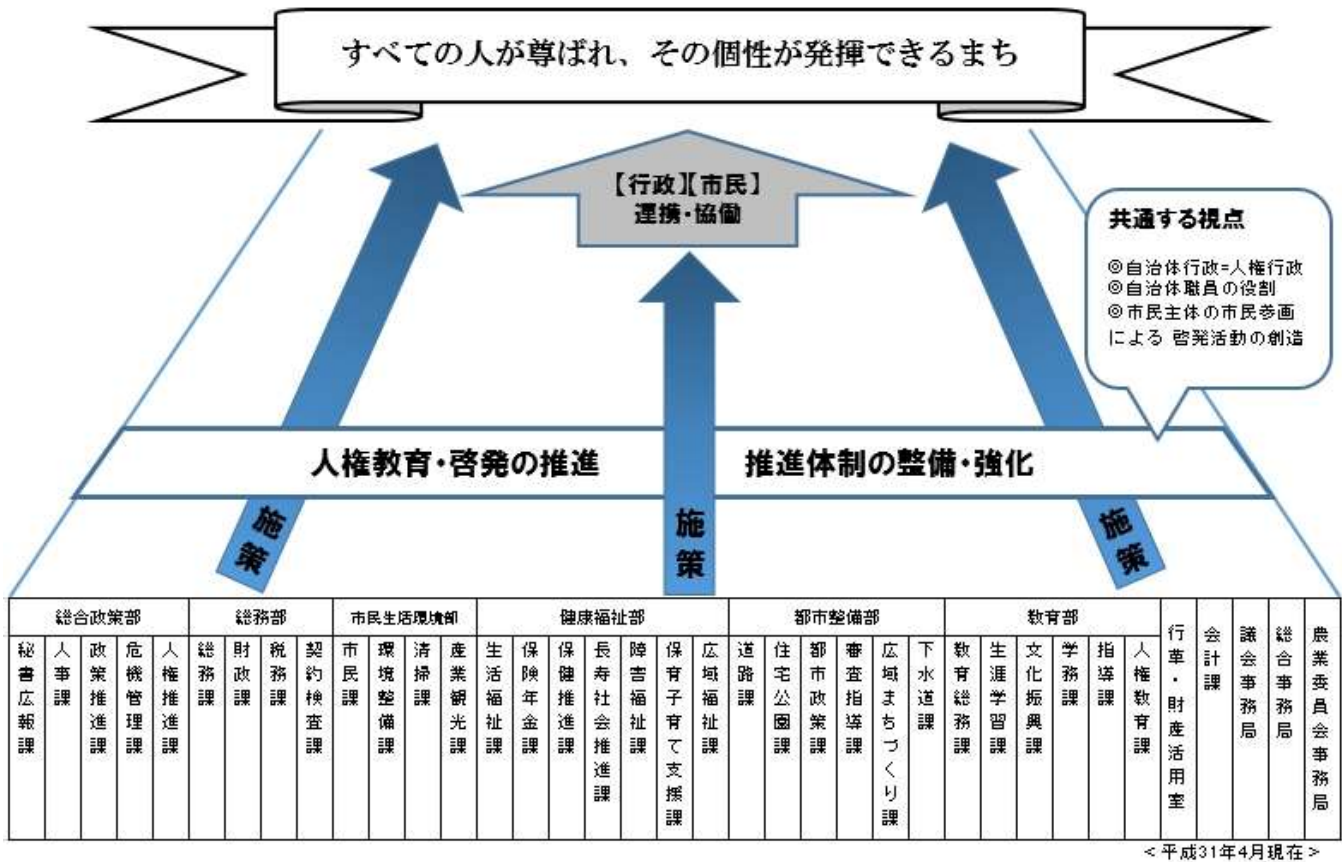
人権行政を推進する観点からの地方自治体の担う役割は、日本国憲法が掲げた平和・人権という基本理念を地域社会に浸透させていくことであり、地方自治体にとって最も市民に直結した行政の責務として取り組むべき課題です。また、人権部局以外のセクションにおいても、「自治体行政は人権行政である」という共通認識に立って、すべての人の人権を確立・保障することにつながる、総合的な人権施策を展開していかなければなりません。

（２）自治体職員の役割

それぞれの部局で人権行政が行われ、さまざまな人権問題解決のための施策を行うことが理想的ですが、行政内部においても、人権行政の意義、目的についての認識が希薄であるため人権の概念について認識を深める必要があります。自治体職員一人ひとりが日頃から人権認識を培い、人権の確立について自らの問題だと認識し、職務遂行と関係づけ、積極的な問題解決を図ることが求められています。

（３）市民主体の市民参画による啓発活動の創造

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心の在り方に密接にかかわる問題であることから、行政側からの一方的なものや押し付けにならないように、市民側からの自主性を尊重した取組を行うことが大切です。また、人権教育・啓発は、問題・課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動を促すことのみならず、一人ひとりが人権の主体としての自覚を高め、市民のエンパワメントにつながることをめざします。

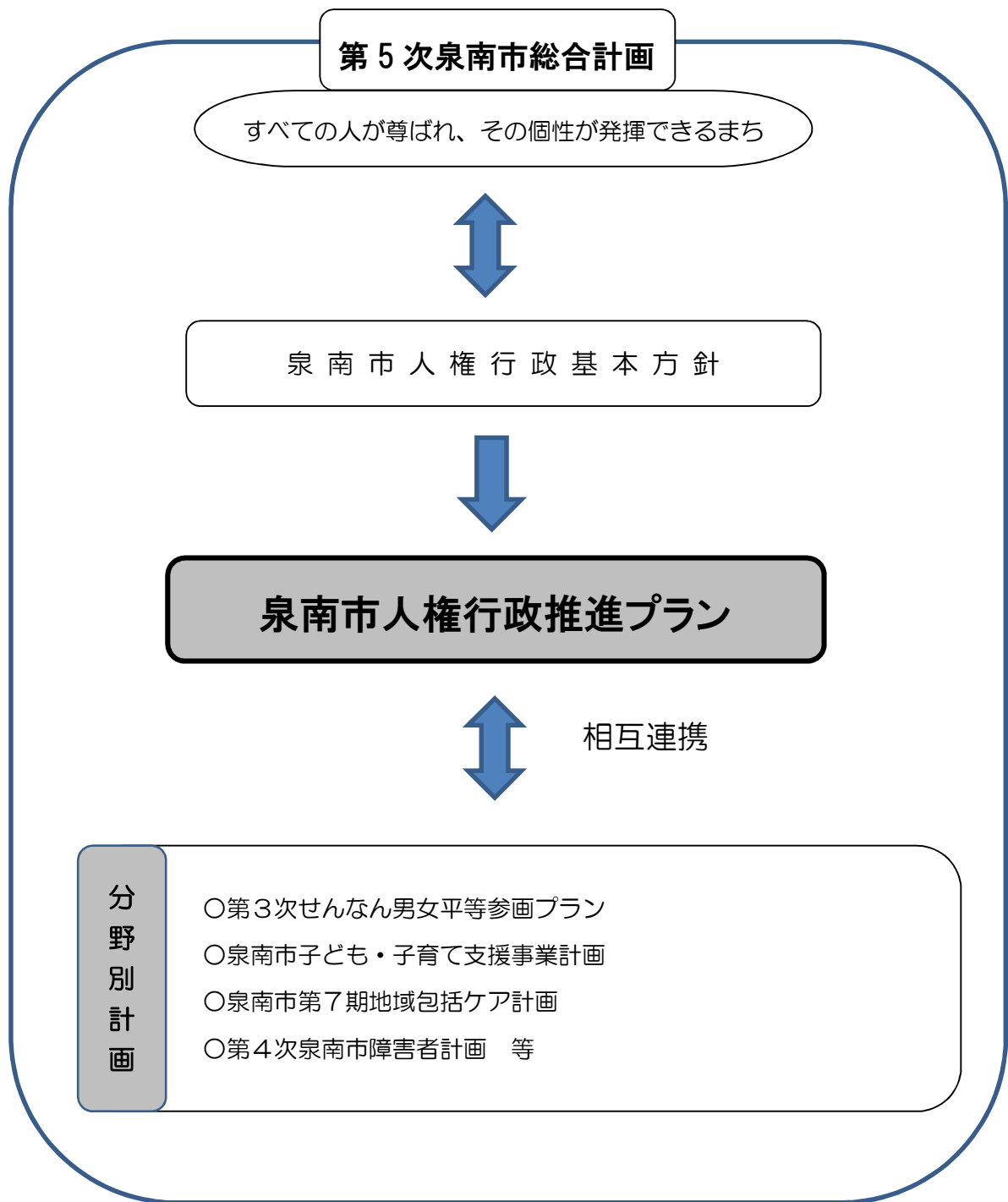


3. 推進プランの位置づけ

本推進プランは、「第5次泉南市総合計画」に基づく人権施策に関する分野別計画であり、人権行政を推進していくための基本的な方向を示した「泉南市人権行政基本方針」に基づいた具体的施策を示したものです。

「第5次総合計画」においては、「まちづくりを進めるための基盤」として「すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまちをめざす」と位置づけていることから、本市全体として人権施策を推進していくものとなっています。

なお、個別に取り組む人権施策の推進にあたっては、本市における男女平等参画、子ども、高齢者、障害者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。



4. 推進プランの期間

本推進プランの期間については、おおむね10年間とします。ただし、国の法制度や社会経済情勢、価値観の変化に伴い、新たな人権問題が発生した場合等、これらに的確に対応するため、必要に応じて推進プランの見直しを行うこととします。

第2章 基本理念

「泉南市人権行政基本方針」では、次の2つの基本理念を掲げているため、本推進プランにおいても、次の基本理念に基づき、人権行政を推進します。

【基本理念】

- 一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
- 誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

本市は、市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされるまちを築くことをめざしています。そのためには、すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等であるとする日本国憲法及びすべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとする世界人権宣言の精神を基本理念として、さまざまな差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進しなければなりません。

これまで、人権に関わる施策は、教育啓発活動や施設整備などの取組を中心に展開されてきましたが、今後はそれらに加えて、行政が市民による主体的な取組との有機的連携を図ることによって、地域全体の人権文化を豊かなものにしていくことが大切です。

また、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

したがって、本市総合計画が目標としている「すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち」を実現していくために、自治体行政が市民の基本的権利を確立し、公共の福祉を実現するための総合的な人権行政の推進役であるという認識に立ち、すべての施策の根底に人権尊重、男女平等参画の視点を盛り込み、新たな総合行政としての人権行政を積極的に推進し、人権侵害をなくし、人権という普遍的文化の創造をめざすことを基本理念とします。

第3章 取り組むべき主要課題

1. 「個別課題」への取組

これまでも人権課題に対するさまざまな取組を行ってきましたが、依然として人権が侵害される事例も多く生じており、態様は個人の間で発生する人権侵害のほか公権力やマスメディアによるものもあります。このような中で泉南市民の意識の状況も踏まえ、取組を進めるべき主要な課題としては次に示すようなものがあります。

なお、人権課題については、それぞれに取組を進めるべきものであり、記載の順序が取組の優先順位を表すものではありません。

(1) 男女に関わる人権<第3次せんなん男女平等参画プランより>

2012（平成24）年12月に「男女平等参画都市」を宣言した本市では、「泉南市男女平等参画推進条例」及び「第3次せんなん男女平等参画プラン」に基づき、泉南らしい「男女平等の社会の実現」をめざしてさまざまな取組を実施してきました。また、2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

一方、社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況は、様々な側面からの課題が存在しています。また、本市が2012（平成24）年に実施した「泉南市民人権意識調査」の結果において、「子どもが3歳ぐらいまでは母親の手で育てるべきだ」に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて78.4%となっており、人口減少や少子高齢化の進行のなか、経済、福祉、まちづくりなどさまざまな分野でこれまでの固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女平等のまちづくりに取り組めます。

施策・事業	内容
政策・方針決定過程への女性の参画促進 【女性活躍推進計画】	行政委員・審議会委員等への男女平等参画の促進 ○市政への市民参画を可能にするため、市民委員の公募を推進します。
女性に魅力あるまちづくり	女性のエンパワメント支援 ○さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワー

	ク支援を推進します。
ライフステージに対応した健康づくりの支援	性と生殖に関する取組の充実 ○性の相談窓口（思春期ダイヤル等）の情報を提供します。
男女平等参画の理解の推進	男女平等参画の広報・啓発の推進 ○男女平等の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。
あらゆる暴力の根絶	暴力被害者へのワンストップ支援 ○各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。

（２）子どもの人権<泉南市子ども・子育て支援事業計画より>

2015（平成 27）年 3 月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた取組を踏まえ、2012（平成 24）年に制定された「泉南市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方を根底に、子ども・子育て支援の充実、児童虐待防止、人権保育教育等に取り組んできました。

しかし、「子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、2014（平成 26）年に実施した、子どもたち自身の思う生活の様子や考え方を把握する「子どもの生活に関するアンケート調査」では、「自分のことを好きだと思う」に対して、「そう思う」「まあそう思う」は合わせて 46.5%となり、自分に自信が持てない自尊感情の低さが、主体的に行動し、問題に挑戦していこうとする子どもが少ないという背景に影響しているものと思われます。

本市で生まれ育つすべての子どもたちが「ここで生まれ、ここで育ってよかった」と心から思える「子どもにやさしい（チャイルドフレンドリーシティ）」を実現するために、地域社会全体が連携しながら、子どもの育ちを支え合い、子どもが子ども期を幸せに暮らすことのできる、子どもにとって最善の利益が実現されるまちとなるよう取組を進めます。

施策・事業	内容
障害児特別支援事業の充実	泉南市子ども総合支援センター「With」(児童発達支援センター)事業の推進 ○2015（平成 27）年 4 月より、障害児支援、発達支援等、支援を要する児童に対する地域の拠点施設として、子ども総合支援センター「With」において、子どものライフステージに応じた集約的な事業展開を推進します。

育児不安の軽減と児童虐待防止への支援	泉南市子どもを守る地域ネットワーク ○要保護児童地域対策協議会を含む、要支援・要保護児童の支援に資する事業を、本市に適した形態に体制整備・運営・推進することで、より広く支援が届くよう努めます。
子どもの人権の尊重	「子どもの権利に関する条例」の普及・推進 ○2012（平成24）年10月に制定した「泉南市子どもの権利に関する条例」について、周知活動等による普及を図るとともに、子どもの権利が保障されるように条例の推進を行います。
子どもの権利擁護システムの整備	子どものオンブズパーソン制度の研究 ○子どもの権利侵害に対する救済のしくみとしての子どもオンブズパーソン制度について研究し、体制を整備します。

（3）高齢者の人権<第7期地域包括ケア計画より>

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。本市でも2018（平成30）年3月末現在、高齢化率が27.5%となり、国をやや下回っていますが、大阪府とほぼ同じ結果となり、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性等の問題への対応が課題となっています。また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

2015（平成27）年12月に「泉南市地域支え合い活動推進条例」を制定し、平常時、災害時を問わず地域における支え合い活動を推進し、誰もが住み慣れた地域で社会から孤立することなく、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できるよう整備します。

施策・事業	内容
地域包括ケアシステムの整備	地域包括支援センターの整備・運営 ○高齢者等の総合的な相談窓口として、また、介護予防の推進拠点、介護支援専門員の支援拠点として、地域包括支援センターの機能整備に努めます。
認知症対策の推進【WAO（輪を）！SENNANの実現】	認知症に関する理解啓発 ○認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による治療を促進するとともに、認知症予防の生活習慣が身につくように、「WAO（輪を）！SENNAN」の実現をめ

	<p>ざし、多様な世代の認知症サポーターの養成に努めるとともに、地域の中での活動支援を通じて、認知症に関する理解啓発を進めます。</p>
<p>高齢者虐待の防止と権利擁護の推進</p>	<p>高齢者虐待に関する意識啓発 ○高齢者・障害者虐待防止ガイドラインの普及・啓発を推進するとともに、通報窓口の周知や、「高齢者・障害者虐待防止月間」（9月）における虐待に関する集中的な取組や虐待セミナーの開催等、高齢者虐待の防止について市民・専門職へ意識啓発を進めます。</p> <p>成年後見制度の活用 ○成年後見制度について周知を図るとともに、関係機関と連携し、必要に応じた市長申し立てや、市民後見人の養成を進めていきます。</p>

（４）障害者の人権<第4次泉南市障害者計画より>

2016（平成28）年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害のある人への不当な差別的取り扱いの禁止、障害者の性別、年齢及び状態に応じた必要かつ合理的配慮の提供が義務付けられました。本市でも、障害のある人が住み慣れた地域で家族や近隣の人々とともに、安心して暮らすことができるよう、障害のある人の権利や尊厳が保持され、必要なサービスや支援が整い、その人が望む生活を送ることができる社会の実現をめざし、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インクルージョン」の理念を掲げ、施策を推進してきました。

しかし、「第4次泉南市障害者計画及び第4期泉南市障害福祉計画」を策定するにあたり、2014（平成26）年に実施したアンケート結果から、障害者が日常生活において差別や偏見などを感じるかという質問に対して、「よく感じる」「ときどき感じる」の合計は、知的障害のある人、精神障害のある人でそれぞれ約5割、身体障害のある人で約3割となっており、ここ3年間で減少はしていません。また、日常生活における街なかでの視線や人間関係、仕事等において特に差別や偏見を感じているという結果が出ています。

障害のある人をはじめとするすべての人が互いの個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への理解を促進するための多様な交流活動を進めるとともに、啓発・広報や福祉教育の充実を図ります。また、障害のある人の自己選択や自己決定を支援するため、権利擁護を推進します。

施策・事業	内容
ともに築き上げる地域と参加の促進	<p>まちづくりへの参加促進</p> <p>○政策決定の場等へ障害のある人が参画できるよう、泉南市自立支援協議会委員、障害福祉計画等策定検討委員に、障害当事者の参加を促進します。</p> <p>福祉活動・交流機会の拡充</p> <p>○障害のある人の多様なニーズにきめ細かに対応できるように、障害のある人自らのボランティア活動やNPO等福祉活動への参画を支援します。</p> <p>○ボランティア等市民の福祉活動をはじめ、障害者・高齢者団体等の福祉団体の自主的な活動を支援し、交流やいこいの場を提供します。</p> <p>○障害福祉サービス事業所等の活動や各種講演会等イベントの開催に関し、市民に対して積極的に広報周知を行います。</p>
ともにわかりあう機会の充実	<p>障害に対する理解や差別解消に向けた広報啓発の推進</p> <p>○障害のある人に対する差別や偏見をなくすため、理解と協力が得られるよう、「みんなのカフェ」等のイベントや啓発講座、広報等により、普及啓発に積極的に取り組みます。</p> <p>○市民が障害や障害のある人に対する理解を深められるように、広報紙をはじめ啓発パンフレットの発行、インターネット等、様々な媒体を活用して啓発します。</p>
相談支援・情報提供の充実	<p>権利擁護と差別解消の推進</p> <p>○障害のある人への差別解消のため、医療・福祉、教育、交通等、多様な分野の相談窓口を基本としながら、関係機関が連携を図り適切な支援を行うことができるよう、横断的な組織体制の整備に努め、差別解消支援機能を強化します。</p> <p>○障害のある人への虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、市民への啓発や泉南市自立支援協議会を核として、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。</p>

(5) 部落問題

2016（平成 28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」とする。）では、「現在もなお部落差別が存在する」とし、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ために、相談体制の充実、教育及び啓発などについて、「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」こととしています。

2005（平成 17）年に生じた「校区再編に係る差別事象」では、本市における被差別部落並びに被差別部落を含む校区への忌避意識に基づく土地差別が明らかになりました。また、本市が 2012（平成 24）年に実施した「泉南市民人権意識調査」の結果においても、住宅を選ぶ際に被差別部落の地域内の物件であっても「まったく気にしない」という回答は 16.3%でしたが、「避けると思う」という回答は 26.5%あり、被差別部落に対する強い忌避意識を持ち、被差別部落出身者と深い関係となることを嫌う市民も依然として少なからず存在します。

本市における被差別部落並びに被差別部落を含む校区への忌避意識に基づく土地差別の現実を受け止め、2011（平成 23）年に策定された「調整区解消に係る基本方針」及び「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみ推進プラン」の理念を踏まえ、「泉南市同和行政基本方針」「泉南市同和行政推進プラン」の見直しを行い、部落差別の解消につながる取組を推進します。

施策・事業	内容
部落差別解消推進法の周知と、法の趣旨を踏まえた各部局の業務の実行	人権政策推進本部による施策の推進 ○部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、「泉南市人権行政基本方針」等に基づき、部落問題解消に向けた人権施策を総合的かつ計画的に推進します。 部落差別解消推進法の周知 ○職員一人ひとりが部落差別解消推進法の趣旨を理解し、問題解決への意識を持ち、身に付けた学習内容を職務遂行と関連付け、多くの市民に浸透させていくことを目的とした研修の充実に努めます。
部落差別の実態に係る調査	部落問題にかかる実態の把握 ○部落問題に係る多様な課題解決に適切に対応するために、国や府の動向を踏まえながら、意識調査や実態調査など適切な方法で様々な実態の把握に努めます。
部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の推進	部落問題解決に向けた教育・啓発の推進 ○部落問題解決に向けた取組を推進するために、人権教育・啓発活動に取り組む指導者の養成、市民の主体

	的な人権教育・啓発活動への参画促進など、市民への教育・啓発を推進します。
部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実	総合相談事業の充実 ○部落差別に関する相談に的確に応じるために、相談者の様々な困難を丸ごと受け止める総合相談事業の充実を図ります。

(6) 外国人の人権

近年、我が国に定住する外国人は年々増加しており、本市においても例外ではありません。これらの外国人の中には、日本の文化や慣習になじめなかったり、日本語の習得が十分にできない人たちが少なくはなく、そのために生じる日常生活の困難や地域住民との摩擦、公的な支援からの孤立等の解消が課題となっています。また、主に在日韓国・朝鮮人に対する排除を声高に叫ぶヘイトスピーチ問題は、国連から日本政府に対し繰り返し是正勧告が出され、国内においても社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させると指摘した司法判断が出される等、大きな社会問題となっています。

そのような中、本市が2012（平成24）年に実施した「泉南市民人権意識調査」の結果では、「外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することは問題だ」に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて73.2%であり、外国人への理解が進んできているとは言えるものの、本市においても近年、在日韓国・朝鮮人に対する差別落書きが繰り返し生起しています。また新たな傾向として、近年、長期滞在型の外国人市民が年々増加しています。

2016（平成28）年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。在日外国人や長期滞在型等すべての外国人の基本的な人権を尊重し、人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するために、外国人の文化・習慣に関する理解を一層深め、外国人にも暮らしやすい地域社会をどのように実現するか、施策を進めていけるような体制の整備に努めます。

施策・事業	内容
多文化共生社会の実現	人権啓発活動の推進 ○本市に暮らすあらゆる人々が、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、互いに人権を尊重するとともに、学びあい、共に生活できる地域社会の実現をめざし、各種の啓発やコミュニケーションの支援に取り組むとともに、多文化共生の地域づくりを推進します。

相談支援・情報提供の充実	<p>多言語による相談支援</p> <p>○市の各種制度やサービス、災害対策情報等、生活に必要な情報について、多言語での情報発信を充実し、日本語を母語としない外国人も生活しやすいよう支援に努めます。</p> <p>○外国人市民が教育、労働、福祉、医療、保育、防災、生活全般にわたる様々な制度をスムーズに利用でき、安心して住み続けられるよう努めます。</p>
日本語学習の支援	<p>日本語学習機会の提供</p> <p>○日本社会で生活する上で、人権の観点から最低限保障されるべきスキルを身につけられるよう、識字・日本語教育の機会を提供します。</p>
学校教育における支援と国際理解教育の推進	<p>子どもへの教育支援</p> <p>○学校教育において、多様な文化的背景が尊重され、必要な教育が受けられるよう、日本語学習の支援をはじめとする各種の支援に取り組みます。</p> <p>○多文化共生に関する児童・生徒、教職員の理解の促進を図るため、国際理解教育を推進するとともに、教職員に対する研修に取り組みます。</p>
外国人市民の社会参加の促進	<p>外国人市民のまちづくりへの参加促進</p> <p>○市民参加のまちづくりのために、お互いの違いを認め合いながら、共に地域社会を構成するパートナーとして活動できるよう、参加・交流活動の推進を図ります。</p>

(7) さまざまな人権問題

HIV 感染者、ハンセン病回復者、犯罪被害者とその家族、セクシュアル・マイノリティ、ホームレス（野宿生活者）等に関する問題、インターネットによる人権侵害等さまざまな人権問題があります。

本市が2012（平成24）年に実施した「泉南市民人権意識調査」では、「ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ることは問題だ」に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて77.6%、「男同士、女同士の結婚を認めるべきだ」に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は合わせて34.5%という結果になりました。

このような人権問題は複合的に絡み合う場合もあることから、今後生じる新たな人権問題についても、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深めることができるよう、情報提供や啓発活動に努めるとともに、各関係機関と連携して、人権問題の解決に向けて総合的

に取組を進めます。

施策・事業	内容
HIV 感染者の人権	○HIV感染者について、正しい知識の普及や偏見、差別意識の解消に向けた啓発を行うとともに人権問題を解決するため関係機関と密接な連携協力を図ります。
ハンセン病回復者等の人権	○ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発、ハンセン病回復者の社会復帰や社会生活の相談に応じるなど、支援に努めます。
セクシュアル・マイノリティの人権	○セクシュアル・マイノリティについての正しい知識の普及啓発、当事者や関係者の相談に応じるなど、支援に努めます。
インターネット上の人権問題	○インターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、専門機関と連携して取り組みます。 ○子どものインターネット利用に関して、適切な利用や自らの権利を守る方法について、子ども・保護者への教育・啓発を進めます。
その他の人権問題	○犯罪被害者とその家族、ホームレス（野宿生活者）等多様な人権問題について、人権文化の確立に向けた市民の理解を深める取組を行います。

第4章 人権施策の推進—市行政の基盤としての人権施策

人権行政は、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に関する施策」の2つの基本的な方向から取り組みます。いずれの施策についても、市行政全体を支える基盤として位置づけられ、すべての行政分野において意識し、取り組む必要があります。

1. 人権意識の高揚を図るための施策

(1) 人権教育・啓発活動の推進

本市における人権教育・啓発活動については、人権教育基本方針等に基づき、人権に関する知識・態度・スキルを獲得することによって、自らの大切さとともに他者の大切さを認め、社会生活の中で実際に起きるあらゆる差別や人権侵害に対して、その解決に向けて行動し、人権尊重のまちづくりに主体的に参画する市民の育成をめざします。

今後の人権教育・啓発活動の推進は、これらの目標の達成と、人権教育や人権啓発の成果をより大きくするため、人権に関する学習の機会を、地域や職域等あらゆる場においてより一層充実させるとともに、従来の知識学習型だけでなく、参加型学習を採り入れながら、人権に関する知識や理解が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図っていきます。

- 地域や職場等さまざまな場面で人権学習の機会を提供、充実させます。
- 人権教育・啓発活動では、多くの市民が参加しやすいよう関心の高いテーマを設定します。
- 市民自らの意志によって自主的に参加できるよう、課題を共有し動機づけを行います。
- 知識型学習・参加型学習・フィールドワークによる人との出会いを通して、人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実を図ります。
- 生涯学習施設等で実施される講座・学習会等において、人権にかかわるテーマを積極的に取り上げるとともに、人権をテーマとしていない講座等においても人権の視点を含む取組や多様な市民の交流が促進されるよう働きかけます。

(2) 職員の人権研修の推進

「泉南市人権尊重のまちづくり条例」にあるとおり、あらゆる差別をなくすことは、行政の責務であり、そのために必要な施策を積極的に進めていくための取組を図る観点から、人権問題の解決を図るために人権研修の充実に努めます。

また、行政に携わる職員や教職員は、地域社会における人権啓発活動のリーダーとして、職員一人ひとりが、人権や人権問題について理解するだけにとどまらず、積極的な問題解決への意識を持ち、誰もが職場や地域の中で、身に付けた人権学習の内容を職務遂行と関係づけ、多くの人に浸透させていくことを目的とした人権研修の充実に努めます。

- 人権政策推進本部職員研修部会を通じて、新規採用職員をはじめ、全職員に対して計画的に研修を行い、人権意識と幅広い視野を持った職員を育成します。
- 職員は職務上、市民の人権に深く関与していることから、すべての部局において自治体行政は人権行政であるという共通認識のもと、日常業務における各職場での人権課題をひろいあげ、人権研修につなげます。
- 教職員については、人権啓発リーダーとしての活動も視野に入れた指導者育成の観点から、全国的視野にたった先進的な実践に学びます。その際には、知識的側面・態度的側面・技能的側面の3側面から力を培う指導のための大切な視点を明らかにします。

(3) 人権教育・啓発活動に取り組む指導者の養成

市民が日頃から人権問題について考える機会をより多くもつために、また人権を尊重するまちづくりに自主的・自発的に参画する市民を一人でも多く増やし、地域の中で指導者としての役割を果たすことのできる人権啓発リーダーを育成し、生活現場での市民相互のルール作りに携わることができるよう努めます。

- 市民・保護者・企業等においても、さまざま人権問題に関する知識を学ぶことで人権感覚を磨き、地域において人権啓発リーダーとして活躍できる人材の育成を図ります。
- 市民に一番身近な団体である校区人権啓発推進協議会と連携し、地域において人権啓発リーダーの育成に取り組みます。
- 人権講座修了生による自主グループ(おしゃべり会)の中から人権啓発リーダーを育成し、人権啓発リーダーの参画のもと企画・運営していくシステムの構築をめざします。
- 教職員・保育士・行政職員においては、人権問題の解決や人権啓発に主導的な役割を担う人権教育・啓発リーダーとなれるよう、人材養成に努めます。

(4) 市民の主体的な人権教育・啓発活動に関する促進

人権問題の課題解決に向けた取組は、行政が担う人権施策はもとより、市民・関係団体自らの取組、行政施策への理解と協力が必要です。本市においては、全ての人の人権が尊重される豊かなまちづくりの実現に寄与するために、泉南市内の人権啓発活動に取り組む各種団体による積極的な活動を日々展開しています。今後は、より効果的な人権施策の推進に向けて、団体の組織や機能が充実するよう部分的な協力ではなく、企画立案から、実行、評価、修正過程に至るまですべての段階において、市民等との協働で取り組みます。

- 市民が身近な地域において、人権教育・啓発に参加することができるよう、人権啓発推進協議会と連携し、「人権草の根運動」の組織として、小学校区を単位とした校区人権啓発推進協議会の活動に取り組みます。
- 生涯学習の場や機会の確保等を図り、市民との連携・協働により、さまざまな場において

人権問題についての学習機会の充実に努めます。

(5) 人権教育・啓発活動に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育・啓発の充実に努めるため、人権問題に関する知識や学習手法、講師や教材・プログラム、事例集等のあらゆる情報を適切に提供できるように努めます。また、社会状況の変化に伴い、人権問題はより多様化・複雑化しており、インターネットに関する人権問題をはじめとした新たな人権問題も生じていることから、さまざまな情報媒体を駆使し、幅広い情報収集・提供の充実に努めていきます。

- 市民交流センターについては、人権尊重のまちづくりのための市民交流の促進、人権教育や人権問題に関する情報の発信、識字教室等、人権尊重の理念を踏まえた生涯学習、学びを通しての社会参加等、市民交流の活動拠点としてさらなる充実に努めます。
- 人権教育推進の取組に関する情報が、市民・子ども一人ひとりに届くよう、教職員・保育士どうしがつながり、プログラム研究を進め、保護者・地域へ発信します。
- 国・大阪府・近隣自治体との連携による情報収集と、情報提供に取り組みます。特に新しい人権課題への対応について、常に最新の情報を入手できる体制を整えます。

2. 人権擁護に関する施策

(1) 市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手立てを探し出し助言をしながら、主体的に判断して解決できるよう、各種の相談機関や人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供します。

さらに、市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するため、必要な支援情報の提供やエンパワメントのための施策を推進します。

- 支援を必要とする人が自らの権利を自覚し、自己決定・自己実現が可能となるよう、基本的な権利や利用可能な社会資源等について知るための適切な相談、情報提供を行います。
- 相談・支援の窓口や事業を市民に知らせる広報活動の充実に努めます。

(2) 人権に関わる総合的な相談窓口の整備と充実

人権侵害に関わる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

本市においては人権に関わる総合的な相談窓口としての人権相談を実施してきましたが、人権に関わる相談には個別性、専門性のある内容も少なくないことから、人権に関する幅広

い相談に対応できるように、各窓口間や庁内部局、さまざまな相談機関との全体的な調整を図る機能を充実させる必要があります。さらに、相談を通じて人権課題の現状や、課題解決のための課題を把握し、問題解決機能の向上を図ります。

そして、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応を行うことが大切です。

- 女性、高齢者、子ども、障害者等に関する各種の相談窓口を整備するとともに、相談窓口間の相互連携と庁内連携の確保により、相談者のニーズに的確に対応できる総合的な体制の整備に努めます。
- 相談員の知識・技能の向上と、関係部局との密接な連携により、相談の質の向上を図ります。
- 相談者のニーズに応じ、多言語や手話・筆談等による相談の保障に努めます。

(3) 人権救済・保護システムの充実

人権侵害を受けた人、または受けるおそれのある市民については、それぞれの相談窓口から個別の施策や人権救済機関へつなぐ等により、それぞれの事案に応じた柔軟な対応を図ることが必要です。

本市においては、自立生活を営むうえで、援助を必要とする市民を支援するため、さまざまな施策を実施することにより、市民の権利擁護や人権侵害の予防を図っていくことも必要です。

また、人権救済・保護システムの充実を図るために、行政機関及び被害者救済、保護に向けた活動を行っている NPO 等や市民団体と、相互の連携・協働を図ります。

- 高齢者・子ども・障害者等を対象とした虐待防止・救済の体制を整備します。
- DV・ストーカー行為等の防止に加え、被害者支援を行う等、女性等に対する暴力の根絶に向けて、総合的・計画的に取り組めます。
- 子ども自身から直接相談を受けて、子どもの最善の利益をめざす「子どもの相談・救済」制度について研究し、公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）の設置をめざします。

第5章 推進プランを進めるにあたって

1. 人権行政推進のための体制

市長を本部長とする「泉南市人権政策推進本部」において、各組織の調整機能を有機的に活用するため、それぞれの部会における構成委員が連携・協力のもとに、人権問題の実情を踏まえ、施策の企画・調整・点検等を行い、行政内部の推進体制の整備、強化に取り組みます。また、推進プランに沿った事業についても年度ごとに評価、検証及び改善といった進捗管理を「人権政策推進本部」で行うことにより、実効性のある事業の推進に努め、市民に対して広く周知していきます。

- 「泉南市人権政策推進本部」内において密接な連携を図り、第5次泉南市総合計画を踏まえ、推進プランに基づく施策を横断的に実施できるよう全庁的に取り組みます。
- 人権擁護の取組において、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、全庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策に努めます。
- 「泉南市人権尊重のまちづくり条例」に基づく、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関である「泉南市人権まちづくり審議会」において、本市が取り組む人権施策に、幅広く市民の意見が反映されるように努めます。
- 人権部局以外のセクションにおいても、「自治体行政は人権行政である」という共通認識に立ち、すべての人の人権を確立・保障されることにつながる、総合的な人権施策が展開されているか、事業評価のあり方について、指標を検討し、適正・明確化を図ります。

2. 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携

人権施策を効果的に推進するため、市が実施する施策及び広域的に実施する施策等に応じて、法務局、大阪府、他市町村、一般財団法人大阪府人権協会及び一般社団法人泉南市人権協会等の公益法人等と連携強化を図りながら推進します。また、そのためには、それぞれが保有する人権教育啓発活動の推進に必要な情報を共有することが必要であることから、これまで以上に情報共有化の機会の拡充等、連携強化を図ります。

- それぞれが保有する人権教育啓発活動の推進に必要な情報を共有し、これまで以上に情報共有化の機会の拡充等、連携強化を図ります。
- 行政区域を越えて発生する人権問題に対応するため、国及び大阪府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。

3. 人権に関わる市民団体や企業、学校、NPO等との連携と協働

人権行政を推進する観点から、地域社会において自発的に活動する市民団体や企業、NPO等ボランティア団体との連携・協働が重要です。こうした住民自治にもとづくまちづくりを市民と協働して進めていくために、市民やNPO、企業等の多様な参画を通じて、ボランティアが安心して地域に密着した活動ができるように、積極的に活動や交流の場、情報等の提供を行います。また、市民団体の育成やNPO等、ボランティアによるネットワークづくりも視野に入れた取組を行い、民間と行政とのパートナーシップを構築していきます。

- 地域に根付いた総合的な市民啓発を推進するため、施策の立案や策定過程において人権啓発推進協議会の参画を求め、またその実施においても連携・協働し、地域コミュニティをつくりあげていけるよう取り組みます。また、小学校区を単位とした校区人権啓発推進協議会の活動や組織強化の取組支援にも努めます。
- 施策の企画・実施・評価への反映にあたって、人権課題に当事者の立場の視点、経験をいかし、尊重するため、当事者及び当事者団体の参画・協働の促進を図ります。
- 人権施策の総合的で効果的な実施を図るために、人権問題連絡会をはじめとする各種市民団体やNPO等と、その性格や役割の違いを踏まえつつ、連携の強化に努めます。
- 人権施策の活動拠点として「市民交流センター」を活用し、市民団体やNPO等との協働による事業実施など、人権尊重のまちづくりを進めるための「地域住民の交流の場」、「情報発信の拠点」としても整備に努めます。
- 企業や民間団体等に自主的な人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、その実施を支援し、適切な助言や情報提供等に努めます。